

請求の要旨

[1] 原子力発電所の存在、稼働は、東京都民のみならず立地先の住民や周辺住民など、夥しい数の人々の暮らしや命を左右します。この「原発」を今後どうするのかという重大な問題を、これまでのように、国と電力会社と立地先自治体の判断のみで決めてしまうのは間違っています。

[2] 東京電力管内の原子力発電所に関し、私たちは、主権者、ユーザー（電力消費者）、電力会社の大株主となっている自治体の住民（東京都は東電株を2.66%保有する大株主）として、これに関与する責任と権利があります。

[3] その責任を担い権利を行使するために、東京電力管内の原子力発電所の稼働について、主権者である私たちが、互いに議論し意思表示をする重要な機会として都民投票の実施を求め、本条例の制定を請求します。